Citizen Cleaner（市民清掃）制度実施要領

（目的）

第１条　市民や事業者が、事前に登録した一定区画の公共地域（駅前・一般道路・公園・河川・海浜など）を自らの手できれいにすることにより、地域の美化並びに生活環境に対する市民意識の高揚を図ることを目的とする。

（対象となる場所）

第２条　Citizen Cleaner（市民清掃）制度の対象となる場所は、男鹿市内の公共場所（市道・学校・公園・海浜など）とする。

（登録の届出）

第３条　Citizen Cleaner（市民清掃）に登録（変更登録）するためには、自らが美化活動を行おうとする地域を定め、市長に届出書（様式第１号）を提出しなければならない。

（登録の辞退）

第４条　Citizen Cleaner（市民清掃）に登録された者がこれを辞退する場合には、市長に辞退届出書（様式第２号）を提出しなければならない。

（登録または却下の決定通知）

第５条　市長は、第３条の規定により届出書の提出があった場合において、その活動内容が第１条の目的に適しているかを調査し、届出登録または届出却下について決定し、通知（様式第３号）しなければならない。

（年間活動報告書）

第６条　前条の登録通知を受けた者は、毎年１２月末日までに、市長へ年間活動報告書（様式第４号）を提出しなければならない。

（登録された者の役割）

第７条　登録された者が行う公共施設等の環境美化活動の内容は、次に掲げるものとする。

（１）　環境美化活動を行おうとする公共施設内の散乱ごみ等の収集、除草等

（２）　公共施設等の環境美化・維持管理等に関する情報提供

（３）　その他環境美化等に必要な活動

（市の役割）

第８条　市長は、Citizen Cleaner（市民清掃）に登録した者の活動に対し、次に掲げる支援を図るものとする。

（１）　環境美化活動に必要なごみ袋の支給

（２）　環境美化活動で収集した大量ごみの運搬

（３）　その他環境美化等に必要な活動

２　市長は、第３条の届出があった美化活動を行おうとする地域（駅前・一般道路・公園・河川・海浜など）の管理者が男鹿市以外の者であるときは、市長が当該公共施設の管理者と協議を行い、事前にその承諾を得るものとする。

（登録の抹消）

第９条　市長は、Citizen Cleaner（市民清掃）に登録された者が目的を著しく損なう行為や第６条の報告を２年以上怠った場合、登録者を抹消することができる。

（雑則）

第１０条　この要領に定めるもののほか、Citizen Cleaner（市民清掃）制度の実施に関し必要な事項は、市長が定めるものとする。

附　則

１．この要領は令和元年５月３０日（ごみぜろ）から施行する。